第１．民法とは

民法＝私法の一般法
私法＝私的生活を規律する法
一般法＝地域･人等に限定されない､一般的な関係を規律している法
（＝基本的なルール）
ex. お金を返してほしい、慰謝料を支払え、家を売ってほしい
→全て民法の適用あり
cf. 特別法＝特殊な事項ないし特殊な人について規定しているもの
ex. 会社法→会社にのみ適用される

第２．民法の構造

１．財産法

(1) 総則
財産法の全てに適用がある（家族法に適用があるかは争いあり）規定

(2) 物権
物に対する権利に関する規定

ア 総則
物に対する権利全てに適用がある規定

イ 各則
各物権（ex. 所有権、抵当権）の専用の規定

(3) 債権
人に対する権利に関する規定

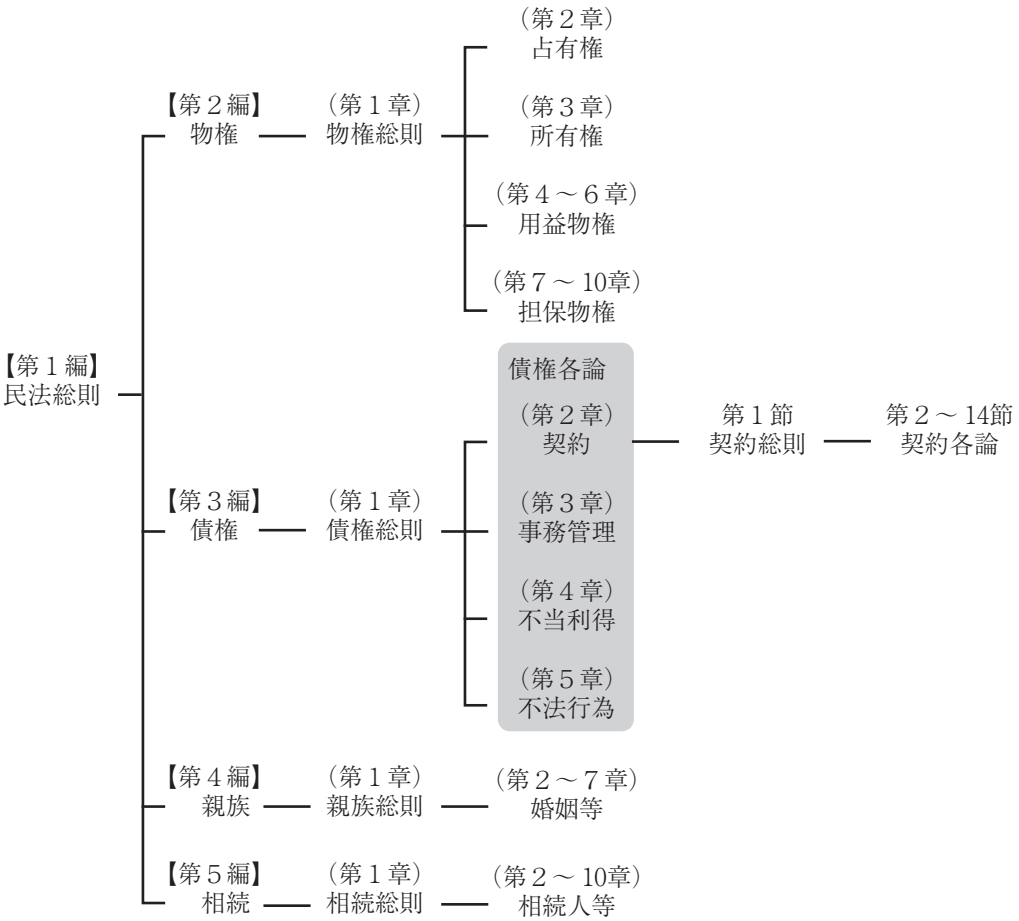
ア 総論（総則）
債権全てに適用がある規定

イ 各論
各債権専用の規定

２．家族法

(1) 親族法
身分関係を規定（ex. 夫婦、親子）

(2) 相続法
人の死を原因とする財産関係を規定（ex. 法定相続、遺言）



Point！ 民法の適用順序

民法は共通する部分を「くくりだす」ことによって、無駄を省いている（＝パンデクテン体系）

→適用を考える際には「狭い方から広い方へ」

第３．法の指導原理

１．民法の指導原理（三大原則）

⑴ （自然人の）権利能力平等の原則

全ての自然人は、国籍・階級・職業・年齢・性別等によって差別されることなく、平等に権利・義務の主体となることができるという原則

☑ 権利能力→権利義務の帰属主体たる地位・能力

☑ 自然人→人間のこと
cf. 法人（自然人以外で権利能力を認められたもの）

⑵ 所有権絶対の原則

所有権は、何ら人為的拘束を受けず、これを侵害するあらゆる他人に対して主張することができる完全な支配権であり、国家の法よりも先に存在する権利で神聖不可侵であるとする原則

⑶ 私的自治の原則

「自分の思ったようになる」ということ、他人に影響されない

ア 法律行為自由の原則（契約自由の原則（521））

契約したい人だけが契約をすればよいし、契約の内容も自分で決められる

→実は民法（財産法）の大部分の規定は守らなくてよい

∵ 当事者が民法に書いてあることを契約内容とした場合であっても、そちらが優先される

当事者の意思が最も重視されるのが民法（財産法）の世界＝意思主義

☑ 法律行為制度の内容は後述➔21頁

☑ 守らなくてよい（当事者の契約が優先される）規定
＝任意規定
当事者の契約にも左右されず必ず守らなければならない規定
＝強行規定

イ 過失責任の原則（自己責任の原則）

自分に落ち度（過失）がある場合にだけ責任を負う。他人に影響されないことの現れ

２．指導原理の修正

「自分の思ったようになる」というのが民法の原則であるが、それを貫徹すると不都合が生じる場合がある

ex. 大家さんが「家賃の値上げに応じないなら出てってもらって結構」と言う

ex. 自分の生命保険金をギャンブルの掛け金にしてしまう

→このような事態を放置しておくことは好ましくないため、民法の指導原理を修正する必要がある

⑴ 権利能力平等の原則への修正

ex. 外国人の能力の制限（３Ⅱ）

⑵ 所有権絶対の原則への修正

ex. 借地借家法

⑶ 契約自由の原則への修正

ex. 公序良俗違反（90）の契約を無効とする

1 一般規定

第１．信義誠実の原則（信義則）

短答 3頁

１．意義

権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない（１Ⅱ） 短 司H20-1-ア/イ/ウ

２．契約関係がある場合

契約で定まった義務のみ果たせばそれで足りるのが原則であるが、一定の場合には信義則に基づいて、本来の義務以外の義務が発生する場合がある

ex. ＡがＢに、特殊な型の機械の製作及び自己所有の工場への設置を依頼した（なお、代金の支払期日はＢが機械をＡの工場に設置してから10日後となっている）。Ｂは機械を製作しＡの工場へ設置しようとしたが、Ａがいつまで経っても設置に必要な準備をしない

→契約上、Ａは代金をＢに支払う義務を負い、Ｂは機械を製作した上Ａの工場に設置する義務を負う

→それとは別に、Ａは機械を設置するために必要な準備をする義務を負うべきではないか？そうしないとＢは機械を設置できず、その結果、代金も受け取れなくなってしまう

３．契約関係がない場合

何も要求できないのが原則であるが、一定の場合には契約関係がなくても、信義則に基づいて契約関係類似の関係が生じることがある

ex. 歯科医院を開設したいというＢがＡに対して、「Ａの所有する建物に特殊な電気設備を施した上で売ってほしい」と言うので、Ａはその電気設備を施して準備していた。しかし、契約日直前になってＢが「やっぱりやめた」と言い出した

→ＡとＢとの間にまだ契約関係はないから、ＡはＢに対して電気設備の施工等に要した費用を請求できないのが原則

→それでは、不誠実なＢに対して、Ａがあまりにかわいそうであるため、信義則に基づいて、電気設備の施工等に要した費用を請求させるべき